

Title	慶應義塾大学藝術学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝術学会
Publication year	1995
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.68, (1995. 5)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00680001-0230

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学藝術学会規約

第一章 総 則

二、委員 若干名。

三、会計監査 二名。

第九条 委員及び会計監査は会員の選挙によつて慶應義塾大学藝術学会関係の在職者の中から選ばれる。

第十一条 委員長は委員の互選によつて選ばれる。

第十二条 委員長は委員中から会計、編集その他の専門委員を指名することがある。委員は委員長を補佐して会務を執る。

第十三条 会計監査は学会会計の監査を行う。

第十四条 各委員の任期は二ヵ年とする。但し重任を妨げない。

第四章 会 議

本学会は総会と委員会とを開く。

第十五条 総会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席によつて成立する。議事の決定は多數決による。

第十六条 総会は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等を行つ。

第十七条 委員会は隨時これを開く。

第五章 経 理

本学会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日

に終る。

第十八条 本学会の経常費は学校法人慶應義塾その他よりの補助金並びに会費・寄附金及びその他の収入を以てこれに當てる。

第七条 会費は別に定めるところに従う。

第三章 役 員

第八条 本学会に左の役員を置く。

一、委員長 一名。